

## 会 議 の 経 過

### 1 開 会 午後5時

(教育長) これより第10回倉吉市教育委員会臨時会を開会します。

### 2 倉吉市学校教育審議会からの答申

### 3 議事録署名委員の選出 西田委員

### 4 報告事項

#### (1) 倉吉市学校教育審議会について

(口頭により学校教育課長説明)

教育長 審議会の内容については、議事の方でご意見を頂戴します。

### 5 議事

#### (1) 議案第23号 倉吉市立小鴨小学校と上小鴨小学校の廃止及び新「倉吉市立小鴨小学校」の設置について

(資料により学校教育課長説明)

委員 この件については、私としては、事前に地域の声を承っておりますし、議案どおり同意いたしたいと思っております。

委員 特に異論はありません。地域の方からも意見がないようでしたらこれで大丈夫かと思えます。

委員 私もこれで同意いたします。

教育長 では、本委員会の議決をいただくということによろしいでしょうか。

(委員 反対意見なし 議決)

#### (2) 議案第24号 倉吉市立北谷小学校と高城小学校の廃止及び「倉吉市立久米小学校」の設置について

(資料により学校教育課長説明)

委員 こちらの統合については、統合準備委員会から市長、議長、議員さん等に何か要望書を提出されるということでしたけれども、その辺りの状況がもしわかれば感触も含めて教えてください。

学校教育課長 今現在、委員長がその要望書をまとめられて、今後持参されるということで日程調整に入っているところです。

委員 はい、わかりました。

教育長 他にはいかがでしょうか。

委員 4つの案が出て、多分それぞれ審議はされたと思うのですが、一番多かった意見、「久米」というのが一番なじみが深いということで決まったようですので、特にこれについても異論はありません。

教育長 今、委員からご意見をいただいたように、統合準備委員会の第一段階としては、1案に絞るのではなく4案に絞られました。これは、複数を絞り込んで再度地域や保護者に返し

たいというご意向で、このような方法を取られ、最後は小学生に子どもがおられるご家庭にはアンケートという形での投票ということでしたので、この投票の結果も久米小学校が一番多かった。他の3案よりもかなり上回っていたという状況でございました。

委員 その多くの方が、この名前と言われているということで、賛成します。

教育長 それでは、本委員会の議決をいただけますでしょうか。

(委員 反対意見なし 議決)

### (3) 議案第 25 号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

(資料により学校教育課長説明)

教育長 確認ですが、下線の部分は、校名が久米小学校に変わって、住所はそのまま残るという意味ですね。

学校教育課長 そうです。

教育長 ですから、改正前の太線は、2か所になっているということですね。

学校教育課長 はい。

教育長 では、委員さんの方からご意見をお願いしたいと思います。

委員 確認ですが、議案第 23 号で「倉吉市立小鴨小学校と上小鴨小学校を廃止し、」と謳い、25 号の改正要旨で「上小鴨小学校を廃止、」ということで、確かに小鴨小学校というのは存続する学校なのですが、その書きぶりが、両方とも廃止して新しい小鴨小学校をつくるということからすると、この表現でいいのかと違和感を覚えるのですが、その辺りはどうでしょうか。

事務局長 これにつきましては、まず前段の 23 号、24 号につきましては、これ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 21 条第 1 号の規定としておりますけども、これは教育委員会の職務権限として、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事」というのが、教育委員会の職務権限となっておりますので、まずはこの教育委員会の議決を得るということで、小鴨小学校については特に新しい小鴨小学校にするという地域の意向も踏まえた、形の提案にさせていただきます。

続きまして 25 号が次の 26 号も含めてありますけども、こちらについてはこの条例上の表記といいますか、小鴨小学校についてはそのまま残るということになりますので、こういった形になります。実際に議会の方に提案をするのがこの 25 号になります。23 号、24 号についてはこの場での議決で終わるということになります。

委員 はい、わかりました。行政の方はわかりませんが、若干違和感というかこれをパッと見たときに小鴨小学校は残ったままで、上小鴨小学校だけ廃止するのとか関係者の方が読み解くの难道うかと思ったものですから。わかりました。

事務局長 4 ページの改正理由の方には、小鴨小学校と上小鴨小学校を統合して、新たな小鴨小学校を設置ということで理由を記載しておりますので、こちらでご理解をいただければと思います。

委員 はい。わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。法と条例のことがあって、今事務局長が説明しましたとおり、議会に上程する案は議案第 25 号設置条例の一部改正、こちらだけです。

他にご意見はございませんか。

(委員 意見なし)

教育長 それでは、議案第 25 号倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、原案の

とおり議会の方に提出する準備を進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(4) 議案第 26 号 倉吉市教育委員会公印規則及び倉吉市立小学校及び中学校の校区に関する規則の一部改正  
について

(資料により学校教育課長説明)

委員

縦書きが横書きになるのですね。

学校教育課長

はい。横書きの文書が増えてきておりますので。

教育長

他にはいかがでしょうか。

それでは、議案第 26 号につきまして、本委員会の議決をいただけますでしょうか。

(委員 意見なし 議決)

教育長

ありがとうございます。決議いただきました。

議事については、予定しておりますのは、以上でございます。

## 6 その他

委員

今の統合の関係で、統合準備委員会でも出ていますけども、通学の件と学校区ごとの行事、すり合わせは地域の統合準備委員会で決められるんでしょうけども、地域を含めた業務については、きちんと調整ができて、地域から不満がでないように、教育委員会がしっかりとリードしておいていただければと思います。お願いします。

教育長

ありがとうございます。現在、調整中でございます。

委員

盛りだくさんで大変でしょうけど。

教育長

特に学校行事の方は、おっしゃるとおり、地域との関係のこともあるので、その時期のこともありますし、PTA組織部会と、学校とで調整を図ってもらうようにしていただいております。

(委員 意見なし)

## 7 報告

### (1) 学校教育課

#### ① 学校案件

【以下 非公開】

【以下 公開】

## 8 閉会